

## 緊急時情報伝達システムの登録について

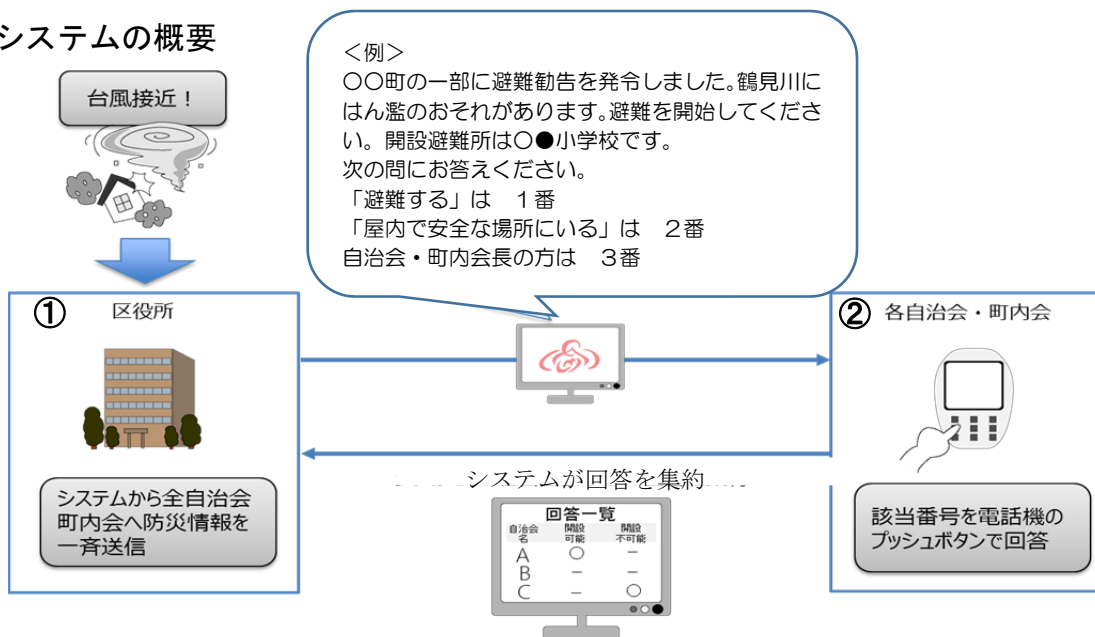
港北区では、避難勧告などの緊急情報を一斉に電話でお伝えする「緊急時情報伝達システム」を導入しました。当面、大雨時がけ崩れが発生するおそれのある地域<sup>\*1</sup>や河川が決壊した際に家屋が倒壊するおそれのある地域<sup>\*2</sup>にお住まいの方々、それぞれ該当の連合町内会長と単位町内会長へ本システムにより避難勧告などの緊急情報を連絡しています。

さらに、区内の全自治会・町内会長においても、直接の対象エリアでなくとも区内で発生している「避難勧告」などの重要な情報をいち早くお知らせするため、このシステムを用いてご連絡いたしますので電話番号（なるべくご自宅の固定電話）のご登録の同意にご協力ください。

### 1 システムの特徴

- (1) メールやインターネットを利用しない方でも、家庭の電話により避難情報の受信が可能です。
- (2) 区役所では皆様から回答された内容を自動集約し、迅速に状況を把握できます。

### 2 システムの概要



- ①区役所から、会長のご自宅の固定電話または携帯電話へ、自動音声により情報をお伝えしますので受話器をあげてください。
- ②音声ガイダンスに従い、区からの情報を聞き取り、最後に該当のボタンを押してください。

※システムの利用には、電話番号の登録が必要となります。

### 3 想定される主な伝達情報

- (1) 気象災害関連（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の避難情報、気象に関する特別警報など）
- (2) 地震関連（震度5強以上の地震発生、安否の確認など）
- (3) その他緊急情報（事件、大規模な事故など）

【参考】過去の事例から年2～3回の発信を予定しています。 ※3

### 4 システムの補足説明

- (1) 電話に出ることができなかった場合には、再ダイヤルいたします。  
※再ダイヤルは、概ね2回程度実施いたします。
- (2) 緊急時には、休日または夜間も発信いたします。

### 5 システムに登録のお願い

4月にご提出いただく自治会町内会現況届②会長氏名・連絡先等の記入欄に、緊急時情報伝達システムの登録欄がありますので、□にチェックをお願いいたします。

- (1) 同欄にご記入いただいた会長の電話番号を登録いたします。
- (2) システムの登録は、会長の電話番号1件のみとなります。
- (3) 既にご登録いただいている会長につきましては、登録のチェックは不要です。

### 6 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。  
ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

### 7 情報の取扱いについて

区内で発生した災害や事故などの状況を、情報提供としてご参考までに区内全自治会・町内会長へお伝えさせていただきますが、自治会・町内会長に別途何らかのご依頼をするものではありません。

#### ※1 即時避難勧告

土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する対象区域  
平成28年11月に大曽根台及び烏山町の一部のがけを選定

#### ※2 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

平成28年8月国土交通省京浜河川事務所が公表した、想定し得る最大規模の降雨により堤防が決壊した際、一般木造家屋の倒壊・流出をもたらすような可能性のある区域

#### ※3 平成26年から即時避難勧告を発令する土砂災害警戒情報（北部）が発表された回数の平均 土砂災害警戒情報（北部）発表回数 H26：2回 H27：1回 H28：3回

防災に関する問い合わせ先  
港北区総務課防災担当まで  
連絡先：540-2206